

議案第7号

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年6月10日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立公民館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第112号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 公民館等の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 公民館等の名称及び位置は、次のとおりとする。	
(1) 略		(1) 略	
(2) 地区公民館		(2) 地区公民館	
略	名称	略	名称
	位置		位置
橋本市学路地区公民館	略	橋本市学路地区公民館	略
略	橋本市清水343番地の3	橋本市南馬場1173番地の77	略
	略		略

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。